⑽　⑻により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

①　［略］

［削る］

②　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑾・⑿　［略］

⒀　⑼から⑿までにより整理された三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの費用のうち、特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要、非特定需要（特別高圧需要を除く。）及び非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⒁～⒃　［略］

７～９　［略］

別表第３

諸費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
貸倒損	〃	〃	〃	〃	直課された貸倒損比	〃

⑽　⑻により整理された送配電非関連固定費用を、次の①から③までに掲げる基準により、三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

①　［略］

②　送配電非関連需要については、当該事業年度における三需要種別の最大電力の合計値、三需要種別の夏期尖頭時責任電力の合計値、三需要種別の冬期尖頭時責任電力の合計値及び三需要種別の発受電量の合計値（以下この⑽において「実績合計値」という。）のそれぞれが直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第27条又は旧小売料金算定規則第19条の７において算定した原価算定期間中の各合計値（以下この⑽において「想定合計値」という。）を下回る場合においては、次に掲げる方法により、①の割合及び値を修正すること。

１）　想定合計値と実績合計値との差分（以下この⑽において「差分」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。

２）　想定合計値の内訳として、非特定需要（以下この⑽において「想定非特定需要」という。）並びに特定高圧需要及び特定低圧需要の合計需要（以下この⑽において「想定特定需要」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。

３）　実績合計値の内訳として、非特定需要（以下この⑽において「実績非特定需要」という。）並びに特定高圧需要及び特定低圧需要の合計需要（以下この⑽において「実績特定需要」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。

４）　実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を同値又は上回る場合は、実績非特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。

５）　実績非特定需要が想定非特定需要と同値又は上回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、実績特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。

６）　実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、差分を実績非特定需要差分と実績特定需要差分の比で按分し、それぞれの需要に加えることにより、①の割合及び値を修正すること。

③　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値（②において修正した場合にあっては修正後の値）により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑾・⑿　［略］

⒀　⑼から⑿までにより整理された三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの費用のうち、特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要、非特定需要（特別高圧需要を除く）及び非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⒁～⒃　［略］

７～９　［略］

別表第３

諸費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［新設］